

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和3年6月受付分） *印は寄付者の意向により金額不記載

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○澤田 民子様（常呂町）	30,000円
○社交ダンスの会「ウィーヴ」様（花月町）	10,000円
○日本赤十字北海道支部北見赤十字奉仕団南分団様	30,000円

<故人が生前お世話になったため>

○故福井 剛雄様（開政）	100,000円	○池田 美智子様（端野町）	30,000円
○浦野 政義様（留辺蘂町）	10,000円	○伊藤 文子様（留辺蘂町）	10,000円
○玉井 淑廣様（倶知安町）	30,000円		